

令和7年度 消費生活相談の概要



阿賀野市イメージキャラクター
「ごずっちょ」



阿賀野市

消費生活相談窓口

《目次》

- 1 消費生活窓口の概要
- 2 消費生活相談事業
- 3 広報あがの掲載内容

1 阿賀野市消費生活相談窓口の概要

2009年（平成21年）に消費者安全法が制定され、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、阿賀野市においても2012年（平成24年）8月に「消費生活相談窓口」を設置いたしました。全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIONET）で各地の消費生活センターに寄せられた最新の相談情報を把握し、消費者被害の救済と防止に役立てています。

（ア）設置の概要

名称	阿賀野市消費生活相談窓口
所在地	〒959-2092 新潟県阿賀野市岡山町10番15号 阿賀野市役所 市民生活課内 電話 0250-62-2510（代表）
開設年月日	平成24年8月1日

（イ）組織

担当職員 2名 市民生活課職員兼務
相談員 1名 会計年度任用職員

2 消費生活相談事業

2-1 消費生活相談の受付状況

○相談件数

- ・ 苦情・・・136件
- ・ 問い合わせ・・・5件

○相談者の性別

- ・ 男性・・・79人
- ・ 女性・・・60人
- ・ 団体等・・・2人

○相談方法

- ・ 来訪・・・51件
- ・ 電話・・・90件
- ・ 文書・・・0件

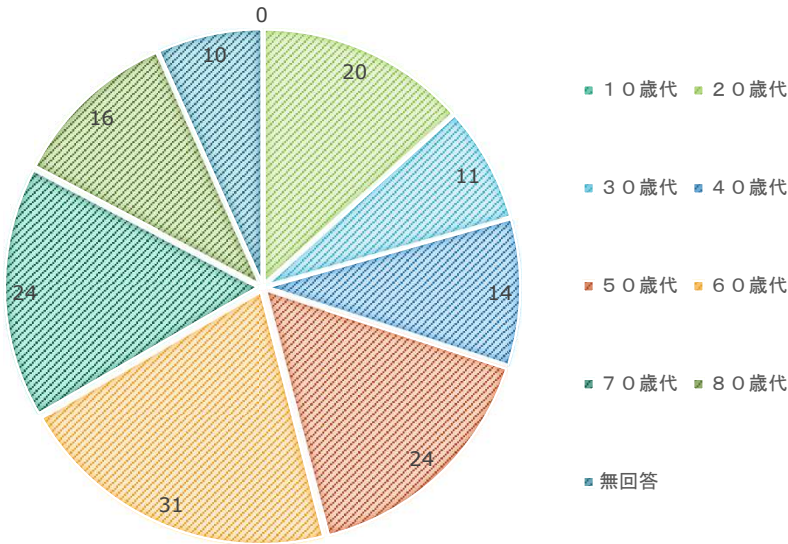
○相談者年齢

- ・ 10歳代・・・0
- ・ 20歳代・・・20
- ・ 30歳代・・・11
- ・ 40歳代・・・14
- ・ 50歳代・・・24
- ・ 60歳代・・・31
- ・ 70歳代・・・24
- ・ 80歳代・・・16
- ・ 無回答・・・10

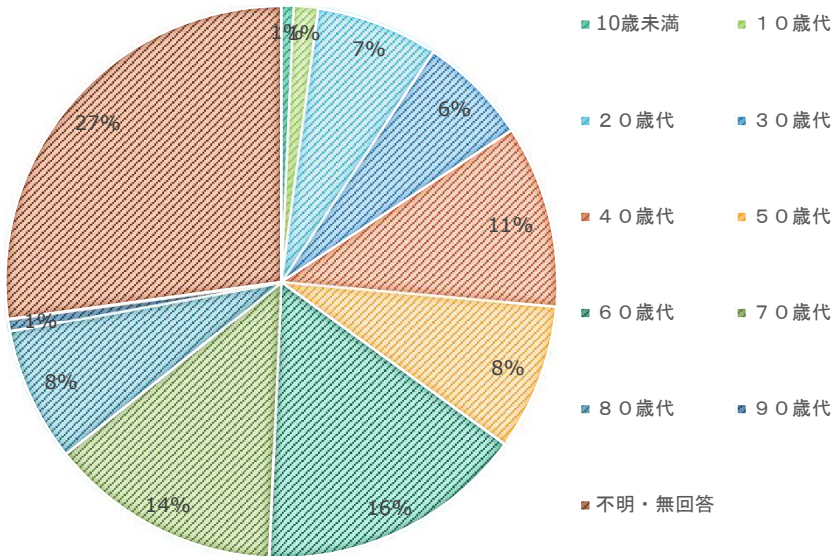
○契約者年齢

- ・ 10歳未満・・・1
- ・ 10歳代・・・2
- ・ 20歳代・・・10
- ・ 30歳代・・・9
- ・ 40歳代・・・15
- ・ 50歳代・・・12
- ・ 60歳代・・・22
- ・ 70歳代・・・19
- ・ 80歳代・・・11
- ・ 90歳代・・・1
- ・ 無回答・・・38

相談者年齢



契約者年齢



○販売購入形態

販売購入形態	令和7年度	説 明
店舗購入	21	消費者が店舗に出向いて契約したもの
訪問販売	16	家庭を訪問した事業者と契約したもの
通信販売	35	通信手段を使って契約したもの
マルチ・マルチまがい	0	連鎖販売取引で契約したもの
電話勧誘販売	17	電話勧誘をうけて事業者と契約したもの
ネガティブオプション	1	申し込んでいない商品を送り付けられるもの
訪問購入	1	事業者が家庭を訪問し品物を買取るもの
その他無店舗	1	露店、屋台等店舗以外の場所で契約したもの

○商品別分類

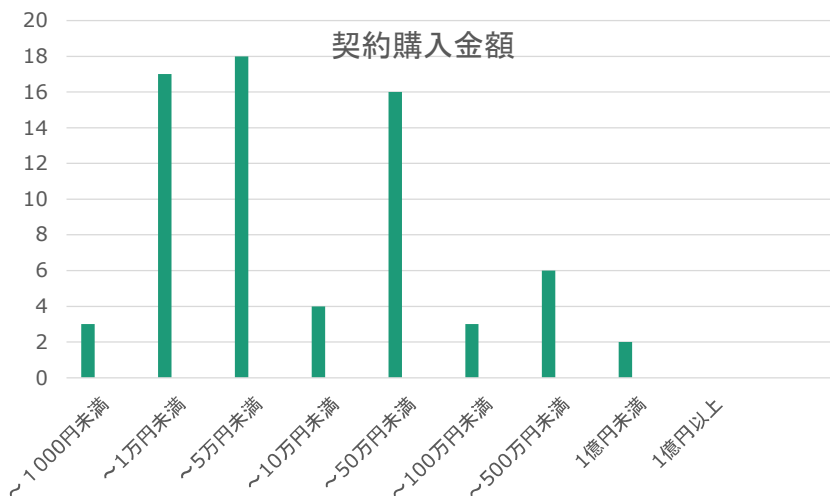
商品別分類	令和8年度	具体例
商品一般	25	架空請求・迷惑メール・不正利用・海外サイト
食料品	5	魚介類・菓子類・健康食品
住居品	6	食器・台所用品
光熱水品	3	電気
被服品	2	アクセサリー
保健衛生品	8	美容液・化粧品
教養娯楽品	10	パソコン・電話機・学習教材・楽器
車両・乗り物	9	自動車
土地・建物・設備	7	土地・戸建住宅・住宅設備
他の商品	1	
レンタル・リース・貸借	1	賃貸住宅の現状回復
修理・補修	1	住宅設備保証サービス
金融・保険サービス	6	生命保険・損害保険・金融関連
運輸・通信サービス	17	移動通信サービス・インターネット通信サービス
内職・副業・ねずみ講	2	
教養・娯楽サービス	6	娯楽等情報配信サービス・他の教養
保健・福祉サービス	10	理美容
役務その他	12	食事宅配・宗教
クリーニング	1	
他の相談	7	相隣関係・相続・相談その他

○契約・申込の有無

- ・既に契約・申込した・・・96
- ・まだ契約・申込していない・・・8
- ・不明・無関係・・・37

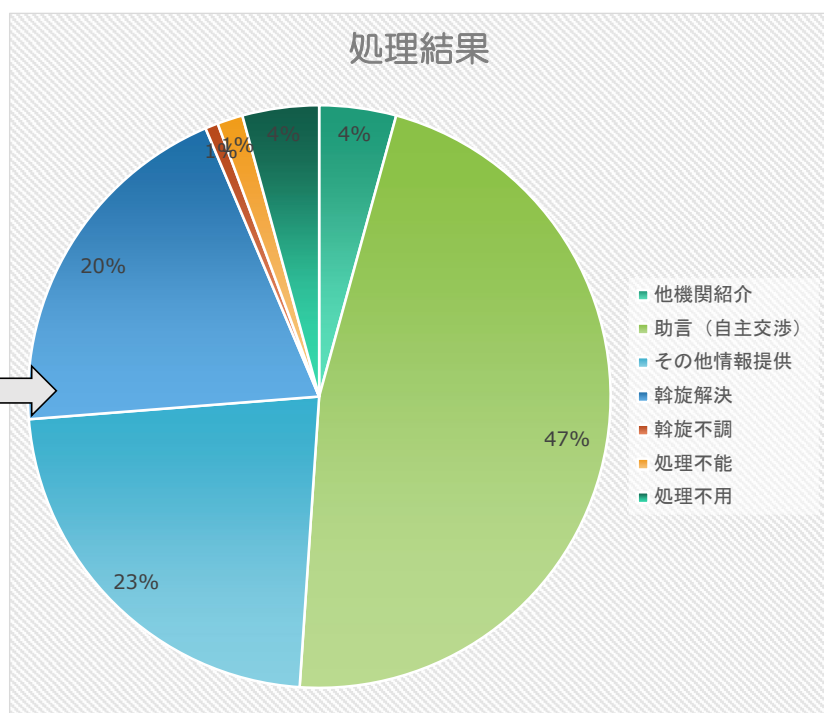
○契約購入金額

- ・～1000円未満・・・3
- ・～1万円未満・・・17
- ・～5万円未満・・・18
- ・～10万円未満・・・4
- ・～50万円未満・・・16
- ・～100万円未満・・・3
- ・～500万円未満・・・6
- ・1億円未満・・・2
- ・1億円以上・・・0



○処理結果

- ・他機関紹介・・・6
- ・助言（自主交渉）・・・66
- ・その他情報提供・・・32
- ・斡旋解決・・・28
- ・斡旋不調・・・1
- ・処理不能・・・2
- ・処理不用・・・6



○令和7年度相談の多かったトラブル

- 定期購入
- SNSに表示された広告を見てお試しで購入したら定期購入だった。
 - 定期購入だと気づき解約を申し出たら7回受取らないと解約できない契約だった。
 - 初回だけ受取り2回目から解約すると申し出たら定価との差額を請求された。

- 通信販売
- SNSの広告を見て購入した商品が粗悪品だった。返品したいが販売店と連絡が取れない。
 - 通常より安価な商品をネット検索で見つけ振込をしたが商品も届かなければ連絡手段もない

- 不審な請求
- カード会社から利用した覚えのない請求が来た

電話勧誘販売

- 大手通信会社等を名乗りインターネットを利用していないのであればアナログに戻せば安くなると言われ承諾したら高額なサポート料や不必要なオプション料を請求された。実際は大手通信会社ではなかった。

広報あがの消費生活啓発掲載内容（令和6年4月号～令和7年3月号まで）

掲載月	テーマ
4月1日号	屋根工事の点検商法に注意
5月1日号	オンライン旅行予約サイト（OTA）での申込は慎重に
6月1日号	ロードサービスのトラブル
7月1日号	個人情報を聞き出す不審な電話に注意
8月1日号	帰省したら実家でトラブルが起きていないか確認を
9月1日号	怪しい通販サイトにご注意
10月1日号	セルフエステの契約トラブルに注意
11月1日号	太陽光発電システムの点検商法が急増
12月1日号	怪しい副業・アルバイトのトラブル
1月1日号	無料動画を観ていたらいきなり有料登録に?!
2月1日号	SNSで勧誘される詐欺的な暗号資産の投資話に注意
3月1日号	中古車を購入する際のチェックポイント